関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。

また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進するものとする。

3)　その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林の適切な伐採・更新、間伐、下草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。

関係地方公共団体は、古都における良好な景観の形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなして良好な景観を形成している区域について、必要に応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用するものとする。

二～四　［略］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○国土交通省告示第千三百九十一号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存計画（昭和四十三年一月二十六日総理府告示第二号）の一部を次のように変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十二月二日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
一　歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項	一　歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項
1)　歴史的風土保存区域内における行為の規制	［号の細分を加える。］
歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。	歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。
地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。	地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［同上］
2)　歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等	［号の細分を加える。］
国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。	二～四　［同上］
関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。	
また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進するものとする。	
二～四　［略］	